

亀山市告示第28号

次の臨時運行許可番号標は失効したので、亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則第4条第2項の規定により告示する。

令和2年2月28日

亀山市長 櫻井義之

臨時運行許可番号標番号	失効年月日
三重78-53 亀山	令和2年2月26日
三重78-82 亀山	令和2年2月26日
三重78-88 亀山	令和2年2月26日
三重78-98 亀山	令和2年2月26日